

花巻農業高等学校
校章



校章の由来

桜花三弁は真・善・美を表す。稲穂二本を添え、農業の恵み豊かな国、日本を表す。
礎となっている二つの鍬は若き北国の農業者を目指すフロンティア精神の象徴を表す。
従って、校章は、真理を探究して止まない立派な職業人として大成せよとの願いを表している。

校是

農で学び 農で育ち 農で生きる
宮澤賢治先生が在職中に、花農生徒のために作った「花巻農学校精神歌」を歌い継ぎ、賢治先生の
「愛農・愛農民精神」が教育の根幹となっている。

生活目標

挨拶の励行
時間の厳守
整理整頓
端正な身だしなみ
正しい言葉づかいと適切なコミュニケーション

校 歌

土井 晚 翠 作詞
片山 穎太郎 作曲



四	三	二	一
ああ我が岩手 花巻の 農学の子等 幾百の 望豊けし 春長し ああ天高し 地広し	受くる教へは 国の本 土に親しむ 農の業 幾年こゝに 向上の 道に心と 身と鍛ふ	自然の暗示 味はひて 我が学園の あけくれに 時を惜みて 励み合ふ 若き我が友 若き幸	早池峯はるか あけぼのの 東に聳え おほひなる 北上川に 注ぐ水 学びの窓に まのあたり

花巻農学校精神歌

宮澤賢治 作詞

川村悟郎 作曲

Moderato

1. ひ は く ん り んー し か が や きー は

は っ き ん の あー め そ そ ぎ た り

わ れ ら は く ろー き つ ち に ふー し

ま こー と のー く さ の た ねー ま け り

四	三	二	一
日ハ君臨シ 太陽系ハ ケハシキタビノ ワレラヒカリノ	日ハ君臨シ 清澄ニシテ サアレマコトヲ 白聖ノ霧モ	日ハ君臨シ ミナギリワタス ヒカリノアセヲ 気圏ノキハミ	日ハ君臨シ 白金ノアメ ワレラハ黒キ マコトノクサノ
カガヤキノ マヒルナリ ナカニシテ ミチヲフム	破璃ノマド 寂カナリ 索メテハ アビヌベシ	穹窿ニ 青ビカリ 感ズレバ 隈モナシ	カガヤキハ ソソギタリ ツチニ俯シ タネマケリ

1 教育目標

- (1) 平和な国家及び豊かな地域社会の形成者として人間尊重の精神に徹し、自然や生命を大切に
する豊かな人間性を育むと共に、生徒が自立的な生活態度を確立し、健全な判断と望ましい行動ので
きる人間教育を推進する。
- (2) 時代の進展に柔軟に対応できる教養と基礎的知識・技術を生徒に身につけさせ、創造性豊かな
実践力を育成する専門教育を推進する。
- (3) あらゆる教育活動を通して徳性を高め、人格を陶冶し、個に応じた進路目標実現に向けて支援
しながら在り方・生き方教育を推進する。

2 教育方針

人間教育

宮澤賢治先生が実践した「愛と慈しみの農業教育」を基本とし、豊かな人間性を育み、生命を大切
にする。

専門教育

時代の進展に対応しながら、農業をはじめ産業社会に貢献する創造性豊かな実践力を育てる。

在り方・生き方教育

個性を尊重する進路目標を設定し、自己実現に向けた在り方・生き方教育を進める。

沿革（抜粋）

- 明治 39 年 11 月 稗貫郡会において蚕業講習所設置
- 明治 40 年 5 月 稗貫郡蚕業講習所入所許可
- 大正 8 年 4 月 稗貫郡立農蚕講習所と改称
- 大正 10 年 4 月 稗貫農学校と改称
- 大正 12 年 4 月 岩手県立花巻農学校と改称（花巻市若葉町に移転）
- 大正 12 年 5 月 25 日開校式挙行、この日を創立記念日と制定
- 昭和 22 年 4 月 学制改革により併設中学校設置、岩手県立花巻高等農業学校と改称
- 昭和 24 年 4 月 岩手県立花城高等学校と改称
- 昭和 27 年 4 月 岩手県立花巻農業高等学校と改称
- 昭和 28 年 4 月 岩手県立黒沢尻高等学校より移管により、笹間分校設置
- 昭和 33 年 2 月 創立 50 周年記念式典挙行
- 昭和 44 年 6 月 新校舎移転（花巻市葛）
- 昭和 44 年 11 月 宮沢賢治先生の家復元、花巻農学校精神歌歌碑建立除幕式並びに羅須地人協会復
元落成式
- 昭和 49 年 3 月 笹間分校閉校
- 昭和 53 年 3 月 石鳥谷町猪鼻に愛農場 32ha（施設、設備とも）完成
- 昭和 57 年 2 月 愛農場地内に、自営者養成施設寄宿舍（清明寮）、附属産振施設竣工
- 昭和 57 年 4 月 寄宿舍（清明寮）入寮式
- 昭和 59 年 9 月 地人会館竣工（80 周年記念事業）
- 昭和 60 年 9 月 創立 80 周年記念式典挙行
- 平成 8 年 5 月 創立 90 周年記念式典挙行
- 平成 15 年 3 月 農業経営者育成寄宿舍（清明寮）閉寮
- 平成 15 年 4 月 県立高校新整備計画により、岩手県立花巻農業高等学校と岩手県立北上農業高等
学校が統合し「岩手県立花巻農業高等学校」となり、生物科学科、環境科学科、食
農科学科を新設
- 平成 18 年 9 月 創立 100 周年記念講演会、宮沢賢治銅像建立

平成 18 年 10 月 創立 100 周年記念式典挙行
平成 20 年 3 月 統合後、「岩手県立花巻農業高等学校」校歌制定
平成 21 年 3 月 黎明館竣工
平成 26 年 3 月 校舎増築等工事竣工
平成 27 年 2 月 校舎大規模改造工事竣工
平成 29 年 11 月 創立 110 周年記念式典挙行

【岩手県立北上農業高等学校】

昭和 17 年 4 月 黒沢尻町立女子職業学校設立認可
昭和 20 年 4 月 黒沢尻町立黒沢尻女子農業学校と改称
昭和 23 年 4 月 黒沢尻町立黒沢尻農業高等学校と改称
昭和 23 年 8 月 黒沢尻町外 16 ヶ町村組合立黒沢尻農業高等学校設立認可
昭和 23 年 11 月 岩手県立黒沢尻第一高等学校に統合，同校農業部となる
昭和 24 年 4 月 岩手県立黒沢尻第二高等学校と統合，同県立黒沢尻高等学校と改称，同校農業部となる
昭和 29 年 4 月 岩手県立黒沢尻高等学校から分離，同県立立北上農業高等学校として独立
昭和 32 年 1 月 堤ヶ丘に本校舎竣工移転
昭和 34 年 11 月 総合落成式を挙行，開校記念日を 11 月 8 日とする
昭和 56 年 2 月 新校舎移転（相去町字高前檀 13 に本館 3 階建竣工）
平成 4 年 11 月 創立 50 周年記念式典挙行
平成 14 年 10 月 創立 60 周年記念式典挙行
平成 15 年 4 月 岩手県立花巻農業高等学校と統合
平成 17 年 3 月 岩手県立北上農業高等学校閉校

岩手県立花巻農業高等学校学則（抜粋）

第 1 章 総則

（目 的）

第 1 条 この学則は，岩手県立花巻農業高等学校（以下「本校」という。）の教育の推進のために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（課程・学級及び収容人員）

第 3 条 本校の課程・学科及び収容人員は次のとおりとする。

生物科学科	} 収容人員は，教育委員会が定める。
全日制 環境科学科	
食農科学科	

（通学区域）

第 4 条 本校の通学区域は，岩手県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和 32 年 1 月 14 日教育委員会規則第 2 号）により制限はない。

（修業年限）

第 5 条 本校の修業年限は 3 年とする。

第 2 章 学年，学期及び休業日

（学年及び学期）

第 6 条 本校の学年は，4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終る。

2 学年を分けて次の 2 学期とする。ただし，教育委員会の承認を得て，別に学期を定めることがある。

前期	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
後期	10 月 1 日から 3 月 31 日まで

（休業日）

第 7 条 休業日は，国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日，土曜日及び日曜日のほか，次のとおりとする。

(1) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 日まで
(2) 夏季休業日 7 月 日から 8 月 日まで
(3) 冬季休業日 12 月 日から翌年 1 月 日まで
(4) 学年末休業日 3 月 日から 3 月 31 日まで

2 教育上必要があるときは，校長は，あらかじめ教育委員会に届け出て，前項に規定する休業日のほかに休業日を設け又は休業日に授業を行うことができる。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは，校長は，臨時に授業を行わないことができる。この場合においては，校長は，次の事項をただちに教育委員会に報告しなければならない。

(1) 授業を行わない期間
(2) 非常災害その他急迫の事情の概要
(3) その他必要と認める事項

第 4 章 課程修了の認定

（認定）

第 13 条 校長は，高等学校の全課程を修了したと認めた者には，卒業証書を授与する。

第 8 章 入学，退学，転学，留学及び休学等

（入学）

第 21 条 本校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は高等学校の入学に関しこれと同等以上の学力があると認められる次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(2)文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(3)文部科学大臣が指定した者

(4)就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(5)その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学手続)

第25条 入学を許可された者は、入学後10日以内に保証人が連署した誓約書（様式第6号）に、戸籍抄本又は住民票の写しを添えて、校長に提出しなければならない。

(保証人)

第26条 保証人は、本校に対して生徒に関する一切の責任を負うものとする。

2 保証人は、本人の親権者又は後見人でなければならない。ただし、これらの者がいない場合には、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 保証人は、本人又は保証人に住所又は戸籍上の変動があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

4 保証人が死亡し、又は第2項に規定する要件を欠くに至ったときは、本人は、改めて誓約書を提出しなければならない。

(留学)

第27条 生徒は、外国の後期中等教育機関（高等学校に対応する正規の教育機関をいう。）に留学しようとするときは、保証人が連署した留学願により、校長に願い出なければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、留学を許可することができる。

3 留学の期間は、1年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(休学)

第28条 生徒は、病気その他の理由のため、1月以上出席することができないときは、保証人が連署した休学願に医師の診断書等理由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、理由が適当と認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、1月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、1年以内においてその期間を延長することができる。

(理由消滅の届出)

第29条 生徒は、休学の許可を受けた後許可の日から起算して1月末満の期間内においてその理由がなくなったときは、休学理由消滅届にその事情を証するに足る書類を添えて、校長に届け出なければならない。

2 校長は、その事情を適当と認めたときは、当該休学処分を取消すものとする。

(復学)

第30条 休学中の者が、その理由がなくなったことにより復学しようとするときは、保証人が連署した復学願に診断書等その事情を証するに足る書類を添え、校長に願い出る。

2 校長は、その事情を適当と認めたときは、当該休学処分を取消すものとする。

(転学、転籍、及び退学)

第31条 転学、転籍又は退学しようとする者は、保証人が連署した転学（転籍、退学）願書により、

校長に願い出なければならない。病気による退学の場合においては、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項によって退学した者が、1年以内に再入学を願い出たときは、校長は、理由により退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することができる。

(出席停止)

第34条 校長は、感染症にかかり、又はそのおそれのある生徒に対しては、その出席停止を命ずることができる。

2 校長は、前項の処置を行ったときは、その状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第9章 授業料、入学選考料及び入学科等（授業料滞納者に対する処置）

第36条 校長は、授業料の未納が納期後1月以上に及んだ生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

第10章 賞罰

(表 彰)

第37条 校長は、教育上必要と認めたときは、生徒を表彰することができる。

(懲 戒)

第38条 校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

3 校長は、退学及び停学の処分を行ったときは、その状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(懲戒による退学)

第39条 前条に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うことができる。

(1)品行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3)正当の理由がなくて出席が常でない者

(4)学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第11章 補則

第40条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附則

この学則は、平成21年4月1日から施行する

学習成績に関する規程（抜粋）

（欠席・遅刻等）

第3条 欠席、遅刻、早退、欠課については次の通りとする。

- （1）欠席とは、授業終了時刻までに出席しないとき。
- （2）遅刻とは、始業時刻までに出席しないとき。ただし、公共の交通機関の遅延等による場合は、遅刻として取り扱わない。
- （3）早退とは、授業終了時刻以前に下校したとき。
- （4）欠課とは、授業時間に出席しないとき。ただし、授業時間の2分の1以上出席しないものも含む。

（公認欠席、公認欠課）

第4条 公認欠席、公認欠課については次の通りとし、所定の手続きを経て、いずれも出席とみなす。

- （1）学校代表として、対外活動等に参加出場するとき。
- （2）進級・就職・行事等で、学校長が必要と認めたとき。
- （3）その他、学校長がやむを得ない事情と認めたとき。

（出席停止・忌引）

第5条 出席停止・忌引については次の通りとする。

- （1）出席停止は法定伝染病および疾病等で校長が出席停止を必要と認めた場合とする。
- （2）忌引の日数は次の通りとし、ア〜ウの場合は連続した期間でなくとも良い。
 - ア 父 母……………7日
 - イ 兄 弟……………3日
 - ウ 祖父母……………3日
 - エ 叔伯父母、曾祖父母……………1日
- （3）出席停止・忌引の日数は、その期間出席しなければならない日数から除外する。

（懲戒処分による欠席）

第6条 停学など懲戒処分による欠席日数は、その期間出席しなければならない日数から除外する。
2 懲戒処分による欠席にともなう欠課については、欠課時数として算入する。

（評価の原則）

第7条 評価は、各教科・科目の目標に基づき、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」の四つの観点別に評価を行う。（国語は五つ、保健は三つの観点別に評価を行う。）
2 教師は、客観性および信頼性を欠くことのないよう、評価の観点およびその趣旨を十分踏まえた評価を行う。
3 学習状況の的確な把握および学習意欲の喚起のため、目標準拠評価を行う。

（評価の時期）

第8条 学習成績の評価は前後期の中間・期末及び年度末とする。ただし、1単位の教科・科目については、中間において、評価を行わないことができる。

（評価の方法）

第9条 学習成績の評価は、「観点別の評点」、3段階による「観点別評価」、100点法による「総合評点」、5段階による「評定」で表記する。
2 前後期の中間・期末においては、「観点別の評点」を「考査の評価点」と「考査以外の評価点」

に振り分ける。

- （1）「考査の評価点」とは、定期考査によるものとする。
- （2）「考査以外の評価点」とは、普段の学習活動、定期考査以外の各種テスト、レポート、ノート、課題、実技、作品等によるものとする。
- （3）観点ごとの「考査の評価点」と「考査以外の評価点」の割合は、その教科・科目の特性および生徒の実態にあわせて配分する。
- （4）「観点別の評点」について、（1）のみの評価とならないよう配慮する。なお、教科・科目の特性から考査を実施せず、考査以外で評価を行うことができる。
3 「総合評点」における「観点別の評点」は、特定の観点に極端な偏りが生じないよう、年間を通じて均等にすることを基本とする。ただし、教科・科目の特性や生徒の実態に配慮し「観点の重み付け」をすることができる。
4 3学年の評定は、各期に算出される評定を仮評定とすることができる。

（評価の基準）

第10条 「観点別の評点」、「観点別評価」、「総合評点」、「評定」の基準は次の通りとする。

（1）各期の「総合評点」については、各教科・科目の目標と学級の生徒実態に照らして個々の生徒の学習活動を評価する。「観点別評価」および「観点別の評点」については、次の表に基づく。

観点別評価	観点別の評点（配点に対する割合％）
A 十分満足できると判断されるもの	60 ～ 100
B おおむね満足できると判断されるもの	45 ～ 59
C 努力を要すると判断されるもの	0 ～ 44

（2）学年末の「総合評点」は、各期の総合評点の相加平均とする。「評定」は学年末の「総合評点」により算出される。「評定」および「総合評点」については、次の表に基づく。

評定	状 況	総合評点
5	十分満足できると判断されるもののうち、特に程度の高いもの	100 ～ 75
4	十分満足できると判断されるもの	74 ～ 60
3	おおむね満足できると判断されるもの	59 ～ 45
2	努力を要すると判断されるもの	44 ～ 40
1	努力を要すると判断されるもののうち、特に程度の低いもの	39 ～

（追考査による評価）

第11条 正当な理由により定期考査を受験できなかった生徒に対し、必ず追考査等を行い、考査による評価を行うものとする。その評価については追考査点を次のとおり換算する。
（1）公認欠席、出席停止、忌引の場合……100％
（2）病欠（但し、証明書類等を提出したもの）……100％
（3）停学等自己責任の場合……80％
（4）長期欠席の場合は、別途審議する。

（成績の不成立）

第12条 正当な理由により定期考査並びに追考査を受験できなかった場合、当該科目の成績は不成立とし、考査と同等の試験を実施した後にその期の評価を行う。
2 1科目でも不成立の科目を有する生徒の総合成績は不成立とし、学級順位から除くものとする。

（理由なく考査を欠いた生徒の評価）

第 13 条 正当な理由なく考査を欠いた科目の考査点は 0 点とし、考査以外の評価点のみで評価する。追考査についても同様とする。

(考査における不正行為、不良行為を行った生徒の評価)

第 14 条 自己の考査点を上げるため、不正な方法を行うことを不正行為という。考査の受験態度が著しく悪いことを不良行為という。

2 不正行為、不良行為があったと認められた場合には、即時受験を停止させる。

3 不正行為の場合、当該科目の考査点は 0 点とし、考査以外の評価点のみで評価する。その後受験予定の科目は、原則受験できない。また、その後受験予定の科目も同様の評価とする。

4 不良行為の場合、当該科目の考査点のみを 0 点とし、考査以外の評価点のみで評価する。

(生徒の留意事項)

第 19 条 考査に関して、生徒の留意事項は次の通りとする。

(1) 期末考査一週間前より考査最終日の終了時間までは、職員室および印刷室の出入りは制限される。部活動は特別許可を得なければ禁止となる。

(2) 考査当日は、欠席、遅刻、早退をしないこと。

正当な理由なく 20 分以上遅刻した場合は、受験を認めず、考査以外の評価点のみの評価とする。病気、事故などやむを得ない事情が発生した場合には、考査開始前に担任に連絡をして、指示を受けること。担任はその旨を教務担当者に直ちに連絡すること。

(3) 正当な理由なく、あるいは無断で考査を受験しなかった者の考査点は 0 点とする。

(4) 考査開始 5 分前には、受験の準備をして着席する。席順は、出席番号順とする。

(5) 机は、中を空にし、向きを逆にする。(教科書、ノート、参考書類はロッカーに入れるか、または鞆に入れて教室の前後に置くこと。机の中に入れてはならない。)

(6) 受験の際は、筆記用具以外は机上に置いてはならない。(筆入れ、下敷も不可) ただし、当該教科担任に指示された物品についてはこの限りでない。

(7) 携帯電話を所持し受験してはならない。(電源を切り、鞆かロッカーに入れる)

(8) 考査問題配布開始以降は、私語および物品の貸借をしてはならない。質問や他の用事がある時は挙手をし、監督者の許可を得なければならない。

(9) 答案作成が終了しても、試験時間終了まで退出してはならない。

(10) 考査終了のチャイムが鳴ったら、筆記用具を置き、答案を裏返すこと。列最後尾の生徒が集め、監督者の許可が出るまでは私語、離席などをしてはならない。

(11) 不正行為、不良行為があったと認められた場合には、即時受験を停止させる。なお、自己の考査点を上げるため、不正な方法を行うことを不正行為という。考査の受験態度が著しく悪いことを不良行為という。

(12) 不正行為の場合、当該科目の評価は 0 点とする。当該考査その後受験予定の科目は受験できず、考査点 0 点とし考査以外の評価点のみで評価する。

(13) 不良行為の場合、該当科目の考査点を 0 点とする。

(単位追認定考査)

第 22 条 単位追認定考査は次の通りとし、いずれも別に定める書式により願い出るものとする。

(1) 学年末において、未修得単位が履修すべき単位数の 3 分の 1 以下の生徒に対し、当該科目全てに実施する。回数は年度内に一度とする。

(2) 未修得単位を有しながら進級した場合、当該科目について次年度の前期末までに実施する。回数は一度とする。

(3) 単位追認定考査の方法は、特に努力を要すると判断される観点において、単位追認定考査また

は、単位追認定考査以外の方法で行うことができる。

(単位の認定)

第 23 条 次の条件を満たした生徒については、当該科目の単位を校長が認定する。ただし、特別な事情がある生徒については、職員会議で審議し校長が認定する。

(1) 出席時数が、所定の授業時数の 3 分の 2 以上であること。

(2) 科目の学年末総合評点が 40 点以上であること。

(単位の追認定)

第 24 条 単位の追認定は、職員会議で審議し校長が認定する。

(1) 単位追認定考査または、単位追認定考査以外の方法によって単位を認定された科目の学年末総合評点は 40 点とし、評定は 2 とする。

(2) 病気、災害等事情があり出席時数不足の場合、校長の承認を得て、補講その他適切な処置を行い、単位を追認定することができる。

(進級の認定)

第 25 条 次の条件を満たした第 1 学年、第 2 学年の者に対して、職員会議の審議に基づき校長が進級を認定する。ただし、特別な事情がある者については、審議する。

(1) 出席日数が出席すべき日数の 3 分の 2 以上であること。

(2) 学校で定められた教育課程に従って各教科・科目の全課程を履修していること。

(3) 学年評価および単位追認定考査の結果、当該学年における修得単位が 25 単位以上であり、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められること。

(卒業の認定)

第 26 条 学校で定められた教育課程による全ての教科・科目を履修し、1, 2, 3 学年の各学年における修得単位数が 25 単位以上で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められる場合、職員会議の審議に基づき校長が卒業を認定する。ただし、特別な事情がある者については、審議する。

(原級留置)

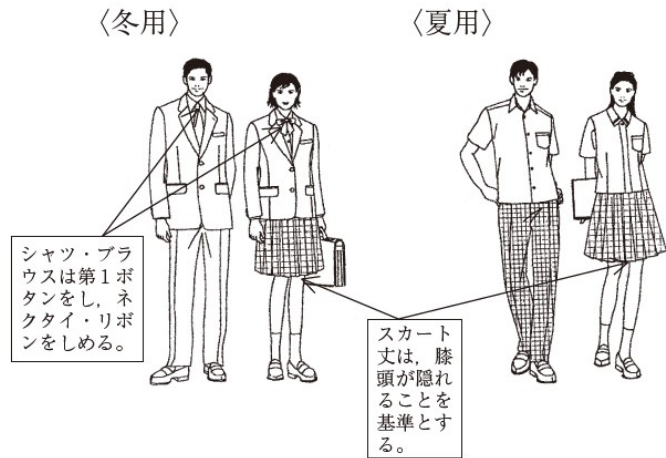
第 27 条 1, 2 学年における進級および 3 学年における卒業が認定されなかった者は原級留置とする。

2 原級留置は当該学年の全教科科目を再履修しなければならない。

3 同学年を二度原級留置することはできない。

服装規程

1 本校生徒の服装は下記の通りとする。尚、随時注意を喚起された事項については、その指導内容を守るようにすること。



(1) 通学服

ア 男女とも、本校指定の制服（冬用、夏用と2種）とする

【男子】《冬 用》ブレザー スラックス 長袖シャツ ネクタイ ニットベスト ニットセーター 《夏 用》半袖シャツ サマースラックス 【女子】《冬 用》ブレザー スカート 長袖ブラウス リボン ニットベスト ニットセーター スラックス 《夏 用》半袖ブラウス サマースカート 《冬夏共用》ソックス 黒ストッキング ＊ スカートの長さは膝頭が隠れるサイズとする。
--

イ 留意事項

- ①左胸襟に校章を装着すること。
 - ②特に夏用制服下に着用する。Tシャツ類は、白の無地とする（学校指定の体育用Tシャツ可）。
 - ③購入後、変形・加工しないこと。
 - ④ストッキングを着用する場合は黒とする。
- (2) 実習服・体育着
本校指定のものとする。
- (3) 内履・体育用の外履
本校指定のものとする。
- (4) 通学用靴・カバン
①白、黒、紺、茶など、高校生にふさわしく華美にならないものとする。
②必要以上の高価なものは使用しないこと。
- (5) 頭髪等
①頭髪は高校生らしい品位と清潔感を常に保持することとする。パーマ・ウェーブ・エクステ・モヒカンその他の不自然な髪型や茶髪等の染色、脱色は固く禁止する。

【頭髪基準】

《男子》

- ①前髪は目が見えるように整えること。
- ②後髪は、襟が隠れないこと。
- ③横髪は、耳が半分以上隠れないこと。
- ④眉毛や額は剃りすぎないこと。
- ⑤パーマ等による加工、染色、整髪料等を使用しないこと。

《女子》

- ①前髪は目が見えるよう整えること。
- ②眉は剃りすぎないこと。
- ③パーマ、ウェーブ、エクステ等をしないこと。
- ④化粧、マニキュア、ベースコートは使用しないこと。

(6) その他

- ①学校で使用するものには全て（教材、内履等）記名（学科、氏名等）をすること。
- ②学校生活に必要な物持参しないこと。
- ③ピアスはしない。

懲戒規定

(趣旨)

第1条 本規程は学則第10章第38条に規定する懲戒について、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類等)

第2条 懲戒の種類は次のとおりとする。

懲戒の種類		内 容
処 分	退学処分	本校に在籍する権利を剥奪すること
	停学処分	一定の期間、学校の施設を使用させないこと
	訓告処分	過去の言動に注意を与え、反省を促すこと
謹 慎		問題行動の反省のために、保護者の理解を得て、授業への出席の自粛を求めること
	家庭謹慎	家庭において謹慎すること
	登校謹慎	登校の上、校内で謹慎すること
説 論	校長説論	問題行動を戒め、反省を促すこと
	副校長説論	

第3条 懲戒は問題行動の内容、障がい等心身の状況、過去の指導歴などを考慮して行うものとする。

(停学及び謹慎の期間)

第4条 停学及び謹慎期間は、問題行動の内容、生徒の反省状況等を考慮して定めるものとする。

(解除)

第5条 停学処分を受けたもの及び謹慎に付された者に、改悛の情が顕著と認められたときは、これを解除とするものとする。

(処分の手続き)

第6条 校長は、退学、停学、訓告の処分を行うに当たっては、被処分者に対し、処分通知書を交付するものとする。

第7条 退学、停学、訓告の処分は、指導要録に記載するものとする。

付則

本規程は、平成23年4月1日から施行する。

交通安全規程

(総則)

第1条 この規程は、生命と身体を守るため、道路交通法を守り、交通安全の習慣を身に付けるとともに、生命尊重・互譲の精神を養い、人格を高めることを目的とする。

(バイク免許取得)

第2条 運転免許取得

- 1 在学中のバイクの運転免許取得及び使用は原則として認めない。
ただし、部活動の状況、交通事情、通学路の道路状況等を考慮し、通学のために必要な場合、下記の条件で原動機付自転車のみ免許取得及び通学を認める。
《許可条件》
(1)毎日(平日)活動している部に所属し、熱心に活動している。
(2)出欠席・整容・成績等、学校生活に問題のないこと。
(3)自宅から学校までの距離が約6km以上(直線距離)であること。あるいは自宅から最寄駅まで(使用するとき)約5km以上(道のり)であること。尚、使用距離が約25km(道のり)をこえる場合は原則として学校までのバイク通学を認めない。
(4)公共交通機関の状況及び通学路の道路状況等で特別に配慮が必要と思われること。
- 2 バイク免許取得を希望する者は、バイク免許取得許可願及びバイク使用(通学)許可願を提出し、学校の許可を得なければならない。

第3条 バイク使用上の遵守事項

- 1 自賠責保険と任意保険に加入すること。
- 2 ヘルメットは白色でSGマーク・安全マーク・JISマークのあるものであること。
- 3 使用するバイクには本校指定の泥よけを装着すること。
- 4 バイクは整備点検し、道路交通法を守り安全運転を心がけること。
- 5 通学以外では使用しないこと。
- 6 事故、交通違反等は必ず学校に届け出ること。
- 7 学校に届け出ていないバイクの使用およびバイクの貸借は禁止する。
- 8 冬季、積雪時のバイク使用は禁止する。
- 9 バイク使用を伴うアルバイトは禁止する。
- 10 本校主催の講習会、バイク安全点検は必ず受けること。
- 11 登校後、バイクは所定の場所に施錠して置き、下校まで運転しないこと。

(自転車乗車時及び歩行時等の遵守事項)

第6条 自転車通学

- 1 自転車通学を希望する場合「自転車通学願」を提出すること。
- 2 交通事故等に備え、保険に加入すること。

- 3 自転車使用にあたっては、道路交通法、交通マナーを守り安全に配慮すること。
- 4 定期的に整備点検を行うこと。
- 5 防犯登録と本校所定のステッカーを貼付すること。
- 6 ヘルメットを着用すること。(努力義務)

第7条 電車・バス通学

- 1 乗車の際は、飛び乗り・飛び降り・駆け込み乗車はしないこと。
- 2 乗車マナーを守ること。
(車内において携帯電話で通話したり、乗り口附近にたむろしたり、車内を汚したり、車外へ物を投棄したりしないこと)
- 3 老人や幼児には席を譲ること。
- 4 乗車券・定期券の不正使用はしないこと。

第8条 歩行

- 1 交通マナーを守り、車両等の通行の妨げとならないようにすること。
- 2 急な飛び出し、車の直前直後の横断・斜め横断はしないこと。
- 3 信号機・交通指導員の指示に従うこと。
- 4 狭路・積雪路・凍結路の歩行は特に気を付けること。

(自動車教習所通所)

第9条 自動車教習所通所

- 1 在学中の自動車教習所への通所は、学校から通所の許可を得たものを除き原則として禁止する。
また、免許取得は卒業式後を原則とする。
《許可条件》次の各項に該当する生徒に対しては自動車教習所への通所を許可しない。
①学業成績不振の生徒(通算欠点保有者)
②出席が常でなく、遅刻・早退の多い生徒
③整容面、その他日常生活全般で問題のある生徒
④進学希望者で進路先が決定していない生徒
⑤授業料・諸会費の未納がある生徒
- 2 普通自動車の免許取得及び運転は在学中禁止する。
在学中に自動車教習所を卒業した場合は、免許取得に必要な「自動車教習所卒業証明書」を卒業式当日まで担任に預けることとし、卒業式後に免許センターにて免許を取得する。
- 3 自動車教習所に通所を希望する者は、免許取得許可願を提出し、保護者・生徒・担任の3者で話し合い、学校長の許可を受けなければならない。

第10条 自動車教習所通所上の遵守事項

- 1 考查期間中の通所禁止について
考查1週間前から終了までは通所を禁止する。この期間は考查に専念することとし教習手帳は担任が預かるものとする。
- 2 受講の心構え
(1)教習期間は、自動車教習所職員の指示に従って行動し一切迷惑を掛けないこと。
(2)常に花農生としての自覚を持って行動すること。
(3)自動車教習所卒業証明書は、原則として卒業式まで学校預かりとする。
- 3 通所禁止及び停止について
(1)1～3の項に違反した場合は直ちに通所禁止とし特に悪質な場合は特別指導の対象とする。
(2)自動車教習所通所後に第9条の1に定めた許可条件に抵触する事項が発生した場合は、通所を

差し止める。

5 その他

- (1) 生徒指導部と第3学年会が連携し、随時巡回指導を実施する。
- (2) 定期的に教習手帳を点検する。
- (3) 規定違反で通所が差し止められることによって引き起こされる、進路・経済上等の不利益は、自己責任によるものと判断し、学校として一切の補償をしない。

(補則)

第11条 本規程の運用上、支障が生じた場合、あるいは特別の事情を考慮すべき場合は、生徒指導部と副校長が協議し校長が判断する。

附則

本規程は平成22年4月1日より施行する。

部活動規程

(名称・目的)

第1条 本規程は、岩手県立花巻農業高等学校部活動規定と称し、生徒の自主的・自発的に行われる部活動について、学校運営上必要な事柄を定めるものとする。

(部加入及び転退部)

第2条 生徒会会則22条により、部活動への加入は任意とする。加入する場合は「部加入届」を提出するものとし、転部、退部についてはそれぞれ「転部願」「退部願」を作成し、担任・顧問を経由して生徒指導部に提出する。

(活動時間等)

第3条 活動時間は以下の通り定める。

- 1 平常授業日……………放課後～18:30
※部顧問が延長する必要を認め直接指導につく場合はこの限りではない。ただしこの場合においても19:00には完全下校とする。
- 2 休日(土日・祝祭日等)……8:00～16:30
※休日の部活動については部顧問が指導につくことを原則とする。
- 3 長期休業中(月～金)……………8:25～17:10
※各部の代表者は、活動開始時及び活動終了時に日直職員に口頭でその旨報告すること。また、日直職員の指示に従わなければならない。
※長期休業中の休日については、前項2に準ずる。

(活動禁止期間)

第4条 下記に定める期間は原則として活動を禁止する。

- 1 考査1週間前～考査終了日の前日
- 2 感染症の流行等、特別に学校長が部の活動を禁止した期間
- 3 年末年始
※前項1の期間で、顧問が必要と認めた場合、顧問は「考査期間中活動願」を生徒指導部に提出し、学校長が許可した場合に、放課後の活動を認める。ただし、年度をまたがない直近の定期考査で欠点を保有している生徒については活動を認めない。活動時間は概ね、平日1時間程度とし、17時には完全下校とする。また、休日の活動においては、原則として許可しないものとする。考

査終了後に大会等がある場合は生徒部・副校長・校長等で、活動の是非について協議するものとする。

※前項2の期間で、大会参加及び大会に向けた活動を担当顧問が必要と認め、学校長の許可がある場合はこの限りではない。

※考査期間に部活動を実施する場合、顧問は生徒の家庭と密接な連絡をとり、生徒の学力の保証及び事故防止に配慮しなければならない。

(部室の使用・管理)

第5条 部室の使用については、下記の事項を厳守すること。違反が発覚した場合は、生徒指導部の判断で部室使用の禁止または部活動停止等の措置をとることがある。

- 1 部室を使用できるのは、その部に所属する部員のみとし、使用を許可された部室のみ使用する。
- 2 部室は使用する用具などを管理保管するとともに、更衣の場とする。
- 3 部員は部室の使用にあたって、下記の事項を守ること。
(1) 使用時間は放課後等の活動時のみとし、それ以外の使用は認めない。
(体育時の更衣、昼食時の使用を認めない)
- (2) 部室の鍵は活動開始時に職員室西側の鍵ボード(職員室西側入り口より入り左側)より借り受け、活動終了時に返却するものとする。休日に活動する際は、前日の活動時に借り受け、休日明けの朝(SHR前)までに返却するものとする
- (3) 施錠の完全実施、貴重品の取り扱い等に留意し、盗難予防に努める。
- (4) 施設愛護に努めること。建物、その他施設を破損した場合は直ちに、生徒指導部に届け出、各部の責任で処理すること。
- (5) いかなる場合でも、火気の使用を禁ずる。
- (6) 部活動で使用する以外の私物(教科書等)を置かないこと。
- (7) 部室内は整理整頓に努め、定期的に清掃をすること。
- (8) 部室トイレの清掃は各部輪番で実施すること。

(対外活動への参加について)

第6条 部顧問は、大会参加・練習試合については「対外活動参加願(公欠願)」を実施7日前までに、生徒指導部に提出し学校長の許可を受けなければならない。また、対外活動に参加する生徒は次の事項を厳守すること。

- 1 対外活動に参加する者は、本校代表としての誇りと責任を持ち、高校生としての品位を失わないように心掛けること。
- 2 次に該当する生徒は、原則として対外活動への参加を許可しない。
(1) 医師が参加を禁止するもの。
(2) 成績が著しく不良で、進級・卒業があやぶまれる者。
(3) 授業への出欠席が常でなく、改善の見込みがないもの。
(4) 日頃の整容、素行に問題があるもの。
(5) 保護者の承諾が得られないもの。
(6) その他対外活動参加に不適当と認められる者。
- 3 本校生徒の参加することのできる対外活動は次のとおりとする。
(1) 岩手県教育委員会が主催するもの。
(2) 岩手県高等学校体育連盟・岩手県高等学校文化連盟・岩手県高等学校野球連盟の主催するもの。
(3) 岩手県体育協会(加入団体)の主催する大会で、高等学校体育連盟理事会で認めたもの。
(4) その他、学校長が認めたもの。

(合宿について)

第7条 合宿は、学習に支障をきたさない期間に行い、その日数は原則として年間10日間以内とする。合宿を希望する部顧問は、合宿開始3日前までに「合宿願」に日程計画を添え、校長の許可を受けること。また、下記の事項を厳守すること。

1 合宿に参加する者は、事前に保護者の同意を得て、承諾書を顧問に提出すること。

2 合宿に参加する者は、合宿期間中、次のことを厳守すること。

(1)同宿の顧問(またはその代理人)の指導監督に従い、規律ある生活をする。

(2)代表者のもとに切磋琢磨し、初期の目的達成に努める。

(3)生徒心得を厳守・励行すること。

(4)保健衛生、整理・整頓に留意すること。

3 次の各項のいずれかに該当する者は、原則として合宿に参加することができない。

(1)医師が参加を禁止する者。

(2)成績が著しく不良で、進級・卒業がやぶまれる者。

(3)授業への出欠席が常でなく、改善の見込みがないもの。

(4)日頃の整容、素行に問題があるもの。

(5)保護者の承諾が得られないもの。

(6)その他合宿に不相当と認められる者。

(補則)

第8条 この規程の範囲以外の事項及び疑義がある場合は、生徒指導部及び副校長と協議し、学校長が判断する。

附則

本規程は平成22年4月1日より施行する。

令和3年4月1日一部改正

生徒心得

1 生徒心構え

(1)自分自身の向上と学校の活性化に向け、高校生活を有意義なものにしよう。

(2)自分の生活に張りを持たせ、相互の敬愛にもつながる挨拶を積極的にしよう。

(3)時間を守るなどの基本的生活習慣をきちんと身に付けよう。

(4)規則を厳守し、事故・非行がない健全な生活を送ろう。

(5)高校生としての品位ある態度を失わないようにしよう。

(6)容姿・服装は正しく清潔に整えよう。

(7)言葉づかいは正しく、丁寧にならう。

(8)HR・生徒会・農業クラブ活動並びに部活動に積極的に励もう。

2 校内生活の心得

(1)学校は集団生活の場であることを自覚して行動しよう。

(2)始業チャイムまでに教室に入り、静かに学習の準備を整えること。

(3)授業中は姿勢を正し学習に専念するとともに、他の迷惑になるような行動は慎むこと。

(4)登校後は勝手に校外に出ることなく、やむを得ない事情によって外出する場合は、担任の許可を得ること。

(5)教室の移動は静粛・迅速に行うこと。

(6)来客や職員に出会ったときは、積極的に挨拶をしよう。

(7)土足で校舎内に入ったり、上履きで校舎外に出たりしないこと。

(8)昼食は所定の時刻・場所で行うこと。

(9)特別な場合を除き職員室や他のクラスの教室に出入りしないこと。

(10)無断の欠席・遅刻・早退・欠課等はしないこと。

(11)集会のときは敏速に行動し、私語を慎み全体の秩序を乱さないこと。

(12)草花・樹木を愛護し、建物・備品等すべての公共物は丁寧に扱うこと。尚、誤って損傷した場合は担任に届けること。

(13)HR以外の教室を使用する場合は、責任者の許可を得ること。

(14)備品・校具等を使用する場合は、責任者の許可を得ること。

(15)無用の金銭・貴重品・学習に不必要な物等、学校に持参しないこと。尚、どうしても持参しなければならないときは、担任に預けること。

(16)携帯電話・スマートフォン・タブレット等の情報端末の校内持ち込みは、許可する。ただし、授業担当者の許可がない時間帯の使用を禁止する。

(17)所持品には学年・学科・氏名を明記すること。

(18)所持品の紛失・拾得物等は担任に届けること。

(19)掲示物をみだりに消したり、はぎ取ったりしないこと。

(20)部活動は顧問の指導に従い、活動時間を守る。

(21)授業終了後の時間は、生徒会活動・農業クラブ活動・部活動・読書等有意義に活用しよう。

(22)正規の時間外(休日等)の学校使用は、学校の許可を得ること。

(23)火災、その他の非常時には、指示に従って秩序正しくすみやかに行動し、グラウンドなど安全な場所に避難すること。

3 校外生活の心得

〈登校下校〉

(1)通学の際は本校所定の制服を着用すること。

(2)身分証明書を常に携帯すること。

(3)始業5分前までに登校すること。

(4)通学途上においては、公衆道徳・交通道徳を守り、高校生としての品位を失わないようにすること。

(5)自転車・バイク・携行品は所定の場所に整頓すること。

(6)帰宅時間が常より遅れる場合は、あらかじめ家庭に連絡すること。

(7)下校の際は戸締まり・消灯をし、整理整頓に心掛けること。

〈校外生活〉

(1)常に花農生であることの自覚と誇りをもって行動し、品位の保持と向上を心掛けること。

(2)飲酒・喫煙・無免許運転・不良行為等、生徒としてふさわしくないことは絶対にしないこと。

(3)外出の際は、行き先・同伴・帰宅時刻・同行者等必要事項を家人に知らせよう心掛けること。また、その際交通安全には十分に留意しよう。

(4)教職員や同窓生及び生徒間の対応は、常に互敬の精神をもち、礼儀正しく、かつ節度ある態度をもって接しよう。

(5)アルバイトは別途定めた規定があるので遵守すること。

(6)高校生として好ましくない遊技場・娯楽場には出入りしないこと。

(7)身内以外の者の運転する乗用車には乗らないこと。

(8)花見・祭典・諸行事・催し物など多勢の人々が集まる場所では、常に高校生らしい品位、態度を保つようにすること。

(9)遠出または宿泊をとまなう旅行(登山・キャンプ)の場合は、必ず保護者の許可を得ることとし、担任へも事前に届け出ること。

(10)バイク（原動機付自転車）の運転にあたっては、交通法規及び本校交通安全規程を守り、交通違反、交通事故等絶無をめざし細心の注意をすること。尚、自転車利用者・歩行者も充分注意すること。

(11)家族同伴以外の外泊はしないこと。

(12)夜間（午後9時以降）の外出はしないこと。

(13)下宿しようとする者は学校に届け出ること。

(14)住所を変更した場合には、すみやかに担任へ申し出ること。

4 週番心得

(1)本校の生徒は別に定める週番規程に従い責任を持って週番の仕事に当たること。

(2)学級週番は、次の任務にあたる。

- ①目標・授業変更・学校からの指示・連絡事項について学級に連絡し徹底を図る。
- ②実験・実習の有無、その準備等について担当職員に確認し学級に連絡する。
- ③授業の前後に「起立・礼」の号令を掛け、授業終了後は黒板を拭くなど学習環境を整える。
- ④清掃状況・電灯・戸締まり状況・その他を点検し、その結果を学級日誌に記入し、担任に報告する。

健康について

学習・部活動等、学校生活が有意義に過ごせるよう日常の健康管理に留意すること。長期にわたり通院治療を必要とする者は、可能な限り、学習・部活動等に支障のないように配慮すること。

(1)保健室の利用について

- ①本人が学級担任又は教科担任・部顧問に申し出てから来室の上、判断・指示を受けること。その際、「保健室利用者記録カード」に記入をすること。
 - ②継続的な処置は行わない。
 - ③内服薬の投与はしない。
 - ④ベッド使用（臥床休養）での経過観察は、養護教諭等の指示を受ける。
 - ⑤受診及び帰宅等にかかわる交通費は、保護者負担とする。
- *保健室はいつでも誰でも使用できます。……節度を持って使用すること。

(2)登校後、病気・負傷等のため早退する場合について

担任に申し出てから養護教諭等から判断・指示を受ける。
また、治療後は必要に応じて医師からの診断を学級担任、養護教諭に報告すること。

(3)日本スポーツ振興センター・岩手県学校安全互助会の適用について

学校管理下で負傷等の場合、上記の適用を受けられるので、事故発生後、速やかに学級担任・部顧問に届け出、所定の手続きをとること。

(4)感染症（インフルエンザ等）、他に蔓延する疑いのある疾病にかかっていると思われる場合について

直ちに医師の診断を受け、その旨を学級担任、養護教諭に報告すること。

(5)身体計測や環境整備用具、各種器具、資料等の活用について

保健・教育相談部職員あるいは、他職員の許可を得て使用すること。

感染症罹患にかかる連絡票について

学校感染症（インフルエンザ又はインフルエンザ様疾患含む）と診断された場合は、療養に専念し、感染を防止する等の理由から出席停止扱いが認められます。学校感染症と診断された場合、保護者の方は速やかに学校に連絡をお願いします。

花農代表電話：0198-26-3131 罹患した際は、登校再開時に下記報告書を保護者の方が記入し、速やかに学校へ提出してください。

※領収書の写し又は薬の説明書も添付ください。

感染症罹患報告書

年 科 番 生徒氏名
保護者氏名

下記疾患により療養しましたので報告します。※保護者の方がご記入ください。

報告年月日	年 月 日
診断名	
診断日	年 月 日
医師に指示された自宅療養期間	年 月 日（ 曜日）から 年 月 日（ 曜日）まで
受診した医療機関名	
その他	

担任確認欄	出席停止期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで	担任氏名
-------	------------------------------------	------

※教育委員会へ報告しますので、出席停止期間を確認後、速やかに保健室に提出してください。

＜出席停止期間について＞

- ・特にインフルエンザ（「疑い」及び「～様疾患」含む）に罹患した場合は発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（学校保健安全法施行規則第19条）は出席停止となります。
- ・早い段階で回復した場合も自己判断で登校せず、主治医の指示に従って登校を再開してください。
- ・早すぎる登校再開は感染拡大につながります。集団発生防止のためご理解をお願いします。
- ・処方薬は全て服用してください。出席停止明けはマスクの着用をお願いします。

岩手県立花巻農業高等学校生徒会会則

(総則)

第1条 本会は岩手県立花巻農業高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦と自主的活動を通じて学校生活の充実をはかり、良き伝統と校風を築き、望ましい社会人になるための資質を養うことを目的とする。

第3条 本会は岩手県立花巻農業高等学校全生徒をもって組織する。

第4条 本会の顧問は本校職員がこれにあたる。

(機関)

第5条 本会はその目的を達成するために次の機関をおく。

- 1 生徒総会
- 2 中央委員会
- 3 執行委員会
- 4 専門委員会
- 5 部委員会
- 6 選挙管理委員会
- 7 その他目的達成のために必要と認める機関

(会議)

第6条 すべて会議は定員の3分の2以上の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 総会の議長は3名とし中央委員会で選出する。総会以外の議長は構成員の中から互選する。

第8条 生徒総会は本校の最高議決機関であり、毎年5月及び12月の2回とし、会長がこれを招集する。ただし次の場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。

- 1 会員の3分の1以上の要求があったとき。
- 2 中央委員会が必要と認めたとき。
- 3 執行委員会が必要と認めたとき。

第9条 生徒総会は次の事項を審議、決議する。

- 1 会則の改正
- 2 会費の決定
- 3 年間行事計画ならびに事業報告の承認
- 4 予算の審議および決算の承認
- 5 部ならびに同好会の新設並びに統廃合
- 6 その他会長が必要と認めた事項

(中央委員会)

第10条 中央委員会は総会につく議決機関で、必要に応じて会長がこれを招集する。ただし構成員の3分の1以上の要求があったとき、または会長が必要を認めたときは、臨時に会長がこれを招集する。

第11条 中央委員会は各HR委員2名ならびに執行委員会および事務局員によって構成され、会議における議決権はHR委員が有する。

第12条 中央委員会は次の事項を審議、議決する。

- 1 各種案件の審議
- 2 総会の決定にもとづく具体的事項

- 3 細則の改廃
- 4 総会に付すべき議案の決定
- 5 その他

(執行委員会)

第13条 執行委員会は本会の最高執行機関であり、総会、中央委員会に対して責任を負い、必要に応じて会長がこれを招集する。

第14条 執行委員会は次の役員をもって構成する。

会 長	1名（執行委員会委員長となる）
副 会 長	2名（執行委員会副委員長となる）
書 記	3名
会 計	3名
専門委員会委員長	7名
執行委員	若干名

第15条 執行委員会は次のことを行う。

- 1 総会、中央委員会に付すべき原案の作成
- 2 総会、中央委員会の決定事項の執行
- 3 生徒会行事の立案と実施
- 4 部委員会ならびに専門委員会活動の調整
- 5 会員の意見、要望の採択および執行
- 6 その他

(役員)

第16条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	2名
書 記	3名
会 計	3名
専門委員会委員長	7名
監査委員	3名
執行委員	若干名

第17条 本会の役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはこれを代行する。
- 3 書記は会議の記録・保管・公表を行うと同時に、本会の庶務に関する一切の事務を行う。
- 4 会計は総会に予算案および決算を提出すると同時に本会の会計に関する一切の事務を行う。
- 5 専門委員会委員長は各専門委員会を掌握し、企画運営にあたる。
- 6 監査委員は本会の監査に関する一切の事務を行う。
- 7 執行委員は、本会の庶務・会計に関する一切の事務を補佐する。

第18条 本会の役員の選出は次の通りとする。

- 1 会長・副会長・監査委員は別に定める生徒会役員選挙規程にもとづき、会員の直接選挙を行う。
- 2 書記・会計ならびに執行委員は会長がこれを任命する。
- 3 専門委員会委員長は、構成員の中から互選し、会長がこれを任命する。

第19条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。また、欠員が生じたときはこれを補充し、任期は前任者の残された期限とする。

第 20 条 役員の罷免は会員の 3 分の 1 以上の連署申請書によって選挙管理委員会に要求し、3 分の 2 以上の不信任をもって成立する。会長は任意に書記、会計、執行委員を罷免することができる。

第 21 条 第 16 条による役員は校長の認証を必要とする。

(部委員会)

第 22 条 本会に部または同好会をおき、加入は任意とする。

第 23 条 各部および同好会の代表者 1 名をもって構成する部委員会をおく。

第 24 条 部または同好会の新設・統廃合、活動、役員等部活動に必要な事項は、別に定める部委員会細則による。

(専門委員会)

第 25 条 本会は生徒会活動の活発化をはかり、運営を円滑にするため次の専門委員会をおく。

- 1 HR 委員会（中央委員会兼務）
- 2 応援委員会
- 3 生活委員会
- 4 交通安全委員会
- 5 出版報道委員会
- 6 図書・視聴覚委員会
- 7 保健委員会
- 8 進路委員会
- 9 選挙管理委員会

第 26 条 委員会活動は HR が単位機関であり、4 月の役員改選から 3 月まで引き続き行うものとする。

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| 1 | HR 委員（中央委員） | 2 名 |
| 2 | 応援委員 | 2 名（3 年生は 3 名） |
| 3 | 生活委員 | 2 名 |
| 4 | 交通安全委員 | 2 名 |
| 5 | 出版報道委員 | 2 名 |
| 6 | 図書・視聴覚委員 | 2 名 |
| 7 | 保健委員 | 2 名 |
| 8 | 進路委員 | 2 名 |
| 9 | 選挙管理委員 | 1 名 |

第 27 条 委員は委員長 1 名・副委員長 2 名・書記 2 名・その他必要な役員を互選する。

第 28 条 専門委員会の任務に関する事項は、別に定める専門委員会細則による。

(会計)

第 29 条 本会の経費は会員の負担によって賄うことを原則とする。

第 30 条 本会の会計年度は毎年 4 月より翌年 3 月までとする。

第 31 条 生徒会費は総会で決めるものとする。

第 32 条 本会の予算の決定は 5 月の生徒総会において 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

第 33 条 本会の支出は、総会の決定によるものとし、派遣旅費は別に定める生徒会一般会計規程による。

(監査)

第 34 条 監査委員は本会監査機関であり、会則の保護ならびに会計監査および執行機関の監査を行う。

第 35 条 監査委員は総会・中央委員会・執行委員会・選挙管理委員会および必要と思われる各集会に出席しなければならない。

第 36 条 監査委員は本会の諸帳簿、部室及び部で購入した物品等を点検し、生徒会活動について生じた一切の事項について警告、判断、処理することができる。

第 37 条 監査委員は総会において会計監査および執行機関の監査の結果を報告しなければならない。

(協議会)

第 38 条 本会は活動をより促進し、事業の円滑化をはかるため必要に応じて他団体と協議会をむすぶことができる。

第 39 条 本会が協議会を締結するときは、中央委員会の承認を得なければならない。

(改正)

第 40 条 本会会則の改正は総会において 3 分の 2 以上の決議による。

(保留)

第 41 条 本会の議決事項はすべて校長の承認を得なければ施行しないものとする。

附則

本会則は昭和 55 年 2 月 4 日より施行する。

平成 15 年 4 月 1 日 一部改正・平成 22 年 4 月 1 日 一部改正

平成 23 年 4 月 1 日 一部改正・平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正・令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

部委員会細則

(部委員会)

第 1 条 本規程は生徒会会則第 24 条により、岩手県立花巻農業高等学校生徒会部委員会細則と称し、高校生活を充実し生徒会の中心分野である部活動の活発化を図ることを目的とする。

第 2 条 本委員会はそれぞれの部の代表で構成する。

第 3 条 部委員会は次のことを行う。

- 1 各部活動の計画および調整
- 2 担当事業の企画・立案
- 3 その他

第 4 条 本委員会は委員の 3 分の 1 以上の要請又は生徒会長の招集によって開催する。

(部加入・部活動)

第 5 条 生徒会会則 22 条により、部活動への加入は任意とし、自主的な活動を通して人格の向上を図る。

第 6 条 新入生の入部・入会手続きは次の通りとする。

- 1 入学後 1 週間くらい各部の活動状況を見学することができる。
- 2 部の登録は仮入部を経て登録するものとする。

第 7 条 転部、退部についてはそれぞれ「転部願」、「退部願」を作成し、担任・顧問を経由して生徒指導部に提出する。

第8条 各部は次の役員を互選する。

部 長 1名（部委員会委員）

副部長 若干名

その他必要な役員。

第9条 各部は活動にあたり次のことを守らなければならない。

- 1 顧問、コーチ等の指導助言に従って活動するものとする。
- 2 活動にあたっては本校部活動規程を守らなければならない。
- 3 部室および活動場所は整理整頓を行い、施設・用具は大切に扱うこと。
- 4 同好会活動においては生徒会に経費等の支出を請求しない。

（部・同好会の統廃合）

第10条 部・同好会の統廃合は、部委員会、顧問会議および執行委員会で審議した後、総会の承認を得るものとする。

- 1 部の活動状況と実働数を確認し、統廃合の対象とする。
- 2 団体競技については、他校との合同チームも組めない状況にある場合は統廃合の対象とする。

（部・同好会の新設）

第11条 次の場合は同好会として組織することを認め、部に準じて活動することができる。

- 1 新設同好会は次の条件を備えた上で、部委員会、顧問会議および執行委員会で審議した後、総会の承認を得るものとする。
 - （1）活動希望者が規定人数以上いること。
 - （2）団体出場人数を基本としその他は協議して決定
- （2）指導にあたる顧問がいて、その活動を学校長が認めている。
- （3）校内で活動可能な場所がある。
- 2 同好会より部への昇格は1年以上の活動実績が良好であると判断され、かつその後の継続性が認められる場合、代表者が生徒会長に申請し、部委員会、顧問会議および執行委員会で審議した後、総会の承認を得るものとする。
- 3 第10条により廃止にされた部は、部員の有無にかかわらず1年間は同好会として存続することができる。

（補則）

第12条 本規則の改廃は中央委員会の承認を必要とする。

附則

本細則は昭和55年2月4日より施行する。

平成22年4月1日一部改正・令和3年4月1日一部改正

専門委員会細則

（総則）

第1条 本規程は生徒会会則第28条により、岩手県立花巻農業高等学校生徒会専門委員会細則と称し、生徒会活動の運営を円滑にし、活発化を図ることを目的とする。

第2条 本委員会に次の専門委員会をおく。

- 1 ホームルーム委員会（中央委員会）・2 応援委員会・3 生活委員会
- 4 交通安全委員会 ・5 出版報道委員会 ・6 図書・視聴覚委員会
- 7 保健委員会 ・8 進路委員会 ・9 選挙管理委員会

第3条 各専門委員会は次の役員を互選する。

委員長 1名（執行委員会委員）・副委員長 2名

その他必要な役員

（専門委員会）

第4条 ホームルーム委員会

《任務》HRの協調と団結を図る。HRを統括しHRを代表して中央委員会に出席し、意志を反映させ議決に参加する。また担任の指導の下に生徒会決定事項を自主的に運営し実行する。

《活動》各HR活動の計画と調整

- （1）HRでの担任との連絡
- （2）会員の意見聴取と生徒会への反映
- （3）その他

第5条 応援委員会

《任務》応援活動を通じ花巻生徒会活動の士気を鼓舞し、良き伝統の継承と校風の刷新を図るとともに、団体行動を通じて会員相互の信頼と不撓不屈の精神を高揚させる。また、応援リーダーの統率の下に秩序と気品のある応援をする。

《活動》代表選手壮行会

- （1）対外試合における応援活動
- （2）応援歌練習
- （3）定例委員会および臨時委員会の開催
- （4）その他

第6条 生活委員会

《任務》学校内外における生活上の諸問題を生徒自身の問題として取り上げて討議するなかで、生徒会会員の自主的態度、習慣を養い、規律ある生活をし、良き校風を樹立する。

《活動》学校内外における風紀の確立

- （1）週番活動に関すること（登校指導と連携した挨拶運動）
- （2）定例委員会および臨時委員会の開催
- （3）その他

第7条 交通安全委員会

《任務》交通安全に関する問題を生徒自身のこととして理解し、自律的態度を養い、交通道德を高めるとともに事故、違反を未然に防止する。

《活動》交通安全の啓蒙活動

- （1）交通に関する調査、統計
- （2）自転車・バイクの整備点検
- （3）講演会・講習会の開催
- （4）定例委員会および臨時委員会の開催

5 その他

第8条 出版報道委員会

《任務》各種出版物ならびに視聴覚器材を活用することで、本校及び本校生徒会活動の状況を広く報道し、その保存に努める。また、他校との情報交換により、会員の教養の向上をはかる。

《活動》機関誌（黒土）発刊

- （1）記事の取材、報道
- （2）定例委員会および臨時委員会の開催
- （3）その他

第9条 図書・視聴覚委員会

《任務》図書や読書に対する関心を高め、生徒の自主的活動による図書館利用と読書活動の振興をはかり、人格の陶冶をはかる。視聴覚機材の管理に努め、学校諸行事における放送活動を通じて、生徒全体に指示・情報を明確に伝える。

《活動》図書整理、貸出、返却業務

- (1) 調査、統計、広報
- (2) 読書会および読書感想文の募集
- (3) 図書館だよりの発刊
- (4) 視聴覚機材の管理・校内放送・行事運営時の放送
- (5) 定例委員会および臨時委員会の開催
- (6) その他

第10条 保健委員会

《任務》保健活動を通じて生徒の健康の保持増進につとめ、学習環境を整え、明朗で健康な学校生活を築き上げる。

《活動》保健についての意識を高めその活動を推進する。

- (1) 傷病防止
- (2) 環境の美化と清掃、および安全点検
- (3) 調査、統計
- (4) 定例委員会および臨時委員会の開催
- (5) 委員会ニュースの発刊
- (6) その他

第11条 進路委員会

《任務》全校生徒の進路実現のため、正確かつ沢山の情報を伝えたり、資料の配布やガイダンス準備、進行などに責任を持って取り組む。

《活動》進路実現に向けた取り組み

- (1) 各学年進路ガイダンス
- (2) 求人票整理
- (3) 内定者報告会
- (4) 定例委員会および臨時委員会の開催
- (5) その他

第12条 選挙管理委員会

《任務》生徒会役員選挙において、公正な選挙活動が行われるために、公示、演説会、投票を管理する。

《活動》役員選挙に関すること

- (1) 生徒会役員選挙の準備、運営
- (2) その他

(補則)

第13条 本細則の改廃は中央委員会の承認を必要とする。

附則

本細則は昭和55年2月4日より施行する。

平成21年4月1日 一部改正・平成23年4月1日 一部改正

平成24年4月1日 一部改正・平成29年4月1日 一部改正

生徒会役員選挙規程

(名称、目的)

第1条 本規程は岩手県立花巻農業高等学校生徒会役員選挙規程と称し、会長、副会長および監査委員の選挙に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 生徒会会則第26条により選出された委員で、選挙管理委員会を組織し、役員選挙に関する一切の業務を行う。

(役員)

第3条 選挙管理委員会は、委員長1名、副委員長2名、その他必要な役員を互選する。

(任務)

第4条 選挙管理委員会は次の事を行う。

- 1 選挙期日の決定
- 2 選挙の告示
- 3 立候補の受付および立候補者の発表
- 4 選挙運動の管理
- 5 立会演説会の開催
- 6 投票
- 7 開票および結果の発表
- 8 その他選挙管理に必要な事項

(改選期)

第5条 役員選挙は毎年11月に行う。ただし、欠員が生じたときは生徒会会則第19条によりただちに補充選挙を行う。

(公示)

第6条 選挙管理委員会は選挙告示を投票日2週間前までに公示しなければならない。

(立候補)

第7条 立候補者は、立候補届を投票日1週間までに選挙管理委員長に提出しなければならない。

(候補者の発表)

第8条 選挙管理委員会は投票日5日前までに立候補者の氏名を発表しなければならない。

(選挙運動)

第9条 立候補者の選挙運動は次の通りとする。

- 1 運動期間は立候補届から投票日までとする。
- 2 ポスターを掲示する場合は5枚以内とし、1枚の大きさはB4以内のものに選挙管理委員会の検印を受けたものであること。
- 3 クラス訪問をする場合は該当クラス選挙管理委員の了承のもとに民主的に行うものとする。
- 4 その他の運動を行うときは選挙管理委員長の許可を得なければならない。

(立会演説)

第 10 条 立候補者の抱負を会員に理解させるために選挙管理委員会は立会演説会を行わなければならない。

(投票)

第 11 条 投票は無記名投票，連記制にする。

(開票)

第 12 条 開票は監査委員立会のもとに公開で行うものとする。候補者および推薦者から 1 名は開票に立会うことができる。

(当選基準)

第 13 条 有効投票のうち多数を得たものを当選者とする。得票数が同数のときは決選投票を行う。候補者の数が定員を越えないときは，信任投票を行い，有効投票の過半数の信任を得たものを当選者とする。

(結果の発表)

第 14 条 選挙管理委員長は選挙に関する一切の事務を記録し，開票結果を直ちに公示しなければならない。

(補則)

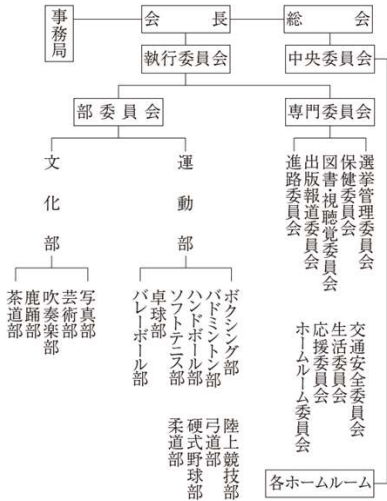
第 15 条 本規定の改廃は中央委員会の承認を必要とする。

附則

本規定は昭和 55 年 2 月 4 日より施行する。

平成 21 年 4 月 1 日 改訂

生徒会組織図



岩手県立花巻農業高等学校農業クラブ会則

第 1 章 総則

第 1 条 本クラブの名称を岩手県立花巻農業高等学校農業クラブという。

第 2 条 本クラブの事務局を岩手県立花巻農業高等学校に置く。

第 3 条 クラブは，クラブ員の指導性，科学性，社会性を啓発し，民主的社會人として有能かつ進歩的な未来の農業者，関連産業の技術者となるための相互の研修錬磨を目的とする。

第 2 章 事業

第 4 条 本クラブは，前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 農業に関する研究会，講習会，講演会などの開催。
- 2 各種研究実績発表会並びに各種競技会の開催。
- 3 購販売事業。
- 4 機関誌の発行。
- 5 レクリエーションの計画・実施。
- 6 他校クラブ・地域友好団体との連携。
- 7 その他クラブの目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 役員

第 5 条 本クラブに次の役員をおく。

- | | | | |
|--------|------|-----------|-----|
| 1 生徒役員 | 会 長 | 1 名・副 会 長 | 2 名 |
| | 書 記 | 2 名・会 計 | 2 名 |
| | 監査委員 | 3 名・庶 務 | 若干名 |
| 2 成人役員 | 代 表 | 1 名・顧 問 | 若干名 |

第 6 条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長はクラブ員を代表して会務をつかさどる。
- 2 副会長は会長を補佐し，会長に事故あるときはこれにかわる。
- 3 書記，会計は事務局を構成し，クラブ業務及び会計事務を処理する。
- 4 監査委員は，クラブ業務及び会計を監査する。
- 5 成人代表は本クラブを代表し，会務を指導する。
- 6 顧問は本クラブ運営全般について指導助言にあたる。

第 7 条 本クラブの役員の選出は次のとおりとする。

- 1 会長，副会長，監査は，別に定める農業クラブ細則（役員の選挙）にもとづく，会員の直接投票によって選出する。
- 2 書記，会計，庶務は会長がこれを任命する。

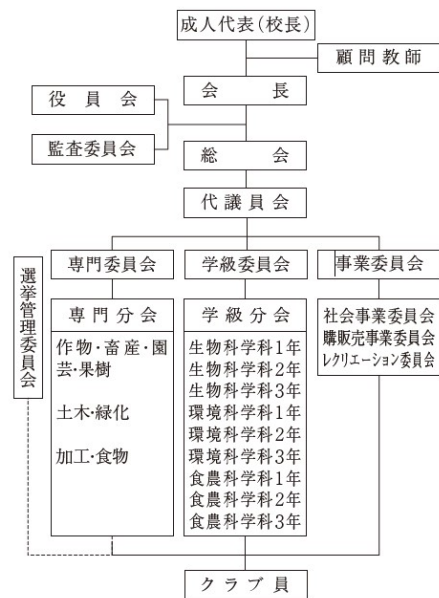
第 4 章 会員及び機関

第 8 条 本クラブの会員は，本校に在籍する生徒とする。

第 9 条 本クラブは，次の機関をおく。

- 1 総 会
- 2 代議員会
- 3 専門委員会
- 4 学級委員会
- 5 事業委員会
- 6 選挙管理委員会

農業クラブ組織構成図



第5章 総会

第10条 総会とは本クラブの最高議決機関で全クラブ員をもって構成する。

第11条 通常総会は、5月と12月にこれを開く。

第12条 臨時総会は、次の場合にこれを開く。

- 1 クラブ員の3分の1以上が必要と認めたとき。
- 2 代議員会および会長が必要と認めたとき。

第13条 総会はクラブ員の3分の2以上の出席によって成立し、議決は多数決とする。

第14条 総会は、次のことを決める。

- 1 事業計画ならびに予算の審議
- 2 決算の承認
- 3 会則の変更
- 4 その他重要事項

第6章 代議員会

第15条 各学級分会より代議員1名を選出し、第5条の生徒役員ならびに専門分会、学級分会、事業委員会の代表1名で代議員会を構成する。

第16条 代議員会は総会につく議決機関でクラブ運営の重要事項を審議する。

第7章 会計

第17条 本クラブの会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 会費は総会において定め徴収する。

第19条 入会金は入会と同時に徴収する。

第8章 附則

第20条 本クラブの会則を改正するときは、総会において3分の2以上の賛成がなければならない。

第21条 本クラブの運営に必要な細則は、会則に抵触しない範囲で別にこれを定める。

第22条 細則は代議員会の議決事項および役員の選出は、校長の承認を得て発効するものとする。

第23条 この会則は、昭和50年3月8日から実施する。

昭和55年2月4日会則一部改正

平成17年5月9日会則一部改正

平成19年5月7日会則一部改正

平成21年12月14日会則一部改正

岩手県立花巻農業高等学校農業クラブ細則

(分会、委員会)

第1条 学級分会、専門分会、事業委員会ごとに分会長、副分会長、事業委員長、事業委員副会長各1名を選出し、委員会を構成して運営にあたる。委員会には委員長、副委員長各1名をおく。

第2条 事業委員会には、社会事業委員会、購販売事業委員会、レクリエーション委員会をおく。

第3条 専門委員会は、8の専門分会で構成し、各専門分会には分会長・副分会長の各1名をおく。

第4条 総会ならびに代議員会の議長は各2名とし、代議員会の互選によって定める。

(役員の任期及び引継)

第5条 役員の任期及び引継ぎは次のとおりとする。

- 1 役員の任期は選挙日より1ヶ年とする。但し補任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員の引き継ぎは、選挙後10日以内とし、引き継ぎは顧問立合のもとに文書現物をもって行う。

(役員の選挙)

第6条 役員の選挙は、毎年11月に行うが、欠員を生じた場合は臨時に行う。

第7条 役員の選任に関する事項をあつかうため、選挙管理委員会をおく。選挙管理委員は、各学級より選出された各1名をもって構成し、委員長・副委員長を互選する。

第8条 選挙管理委員長は、委員会を代表して事務を統括する。

(選挙管理委員会)

第9条 委員会は次のことを行う。

- 1 選挙告示。
- 2 推薦候補者及び立候補者の資格審査。
- 3 推薦候補者及び立候補者の受付発表。
- 4 投票・開票の立会人及び書記の指名。
- 5 当選者の発表。
- 6 その他選挙管理に必要な事項。

第10条 委員会は選挙公示を選挙日2週間前までに告示しなければならない。

(立候補者)

第11条 立候補しようとする場合は、立候補届に所定事項を記入し、選挙日1週間前に委員会に届

出なければならない。

第 12 条 役員選挙において無競争の場合は、信任投票を行い投票総数の過半数以上の賛成を得るものとする。

岩手県立花巻農業高等学校生徒連絡協議会会則

第 1 条 本会は岩手県立花巻農業高等学校生徒連絡協議会とする。

第 2 条 本会は生徒会、農業クラブ相互の連絡協調をはかり、会員の活動を円滑にし、もって本校学園の自主活動を促進することを目的とする。

第 3 条 協議会には議長団をおき各会長がこれにあたる。

2 協議会委員は必要に応じてこれを選出する。

第 4 条 協議会は次のことを行う。

- 1 花農祭等生徒会、農業クラブ共催事業
- 2 生徒会、農業クラブの行事調整
- 3 選挙の調整
- 4 その他必要なこと

第 2 応援歌

岩手県立花巻農業高等学校
応 援 歌

第 1 応援歌

- 1 蒼心鬱勅天を突き
臥薪嘗胆鍛えたる
アラビア馬もものかわと
いざや進まん戦いに

- 1 緑の草木黒き土
犖高々と打振りて
大地に立てる若人の
熱血溢るる意気を見よ

第 3 応援歌

- 2 生気溢るる丈夫が
向う所は土の上
走ればやがて群を抜き
月桂冠は我にあり
- 3 鉄腕さする健児等は
振うや線の外にいづ
走ればやがて勝鬨を
揚げ揚てぞ帰れ我が選手

バルコク、バララゲ
ブランド、ブランド、ブランド
ラメチングリ、カルラカンノ
サンノ、サンノ、サンノ
ラメチングリ、ラメッサンノ
カンノ、カンノ、カンノ
ダルダル、ピエトロ
ダルダル、ピエロ
ただしいねがいはいはマコトのチカラ
すすめ、すすめ、すすめ
やぶれ、かてよ

第 4 応援歌

- 1 春は花咲く花巻の
花の下にぞ鍛えたる
花農健児の意気を見よ
熱血溢るる我が選手
今その場に出でたるは
正義と意気を見せんため

- 2 月日は流れど残れるは
若き男の意気なるぞ
北上川と諸共に
早池峰といざ立ちて
永久に残れる義と意気は
我が花農の誇りなり

第 7 応援歌

- 1 歴史に香る花巻の
この学舎に集い来て
切磋琢磨のその日夜
勝利を目指し技を練る
闘志に燃える花農の
精鋭今ぞ意気高し
花農花農 お、花農
- 2 朝風匂う台地には
気圏の光漲ざりて
我等賢治の偉業を継ぎ
熱と力で世紀呼ぶ
誇りぞ高し花農の
精鋭今ぞ奮い起つ
花農花農 お、花農
- 3 連綿続く伝統を
守りて我等進み征く
正義の旗はたなびきて
栄冠常に輝けり
讃えて強し花農の
精鋭今ぞ王者たり
花農花農 お、花農

第 5 応援歌

- 1 花は散りても香は残る
常勝旗風吹き靡く
花農健児の血は迸る
ここに立ちたるチャンピオン

- 2 早池峰嵐は吹き荒れて
花農健児の血は躍る
応援の響き勝鬨の声
すわ戦の鬨の声

第 6 応援歌

- 1 北に聳える岩手山
万古の雪を頂いて
強く雄々しく教うなれ
いざや進まん我等が花農
- 2 東に流れる北上の
流れ尽せぬ川水は
清く雄々しく教うなれ
いざや進まん我らが花農